

情報連携情報項目一覧

(資料19-3)

執行機関	届出番号	区独自利用事務及び都独自利用事務の名称	提供を受ける特定個人情報名	特定個人情報保護評価書	
				番号	名称等
1	1	新宿区小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱(平成20年2月14日付け19新健予保福第840号)及び新宿区小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業取扱要領(平成20年2月14日付け19新健予保福第841号)による小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業の実施に関する事務	住民票関係情報、住民税情報、生活保護情報、中国残留邦人等自立支援給付情報	—	対象者が1000人未満のため評価対象外

※備考

独自利用事務の情報連携に係る届出によって、他自治体が保有する特定個人情報の照会のみを行うことができ、区が保有する情報の提供は行わない。

執行機関欄の1は区長部局、2は教育委員会